

第1回 岡山県循環器病対策推進協議会

日 時:令和3年7月6日(火)

18:00~19:30

場 所:Web会議(Zoom)

次 第

1 開 会

2 会長及び副会長選出

3 議 題

(1) 岡山県循環器病対策推進計画の策定について

(2) 岡山県の循環器病の現状について

(3) 岡山県循環器病対策推進計画の骨子(案)について

4 その他

5 閉 会

岡山県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する岡山県循環器病対策推進計画(以下「計画」という。)の策定について、必要な事項を協議するため、岡山県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

岡山県循環器病対策推進協議会 委員名簿 (R3.6.1～)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	伊 藤 浩	岡山大学大学院 循環器内科教授
2	上 村 史 朗	川崎医科大学 循環器内科教授
3	宇 野 昌 明	川崎医科大学 脳神経外科学教授
4	小 川 雅 史	岡山県国民健康保険団体連合会 常務 理事
5	小 幡 賢 吾	岡山赤十字病院リハビリテーション科
6	笠 原 真 悟	岡山大学 心臓血管外科教授
7	監 物 英 男	岡山県薬剤師会 副会長
8	榊 原 敬	岡山県医師会 理事
9	佐 能 量 雄	岡山県病院協会 専務理事
10	柴 田 倫 宏	岡山県介護支援専門員協会常務理事
11	清 水 裕 雄	岡山県歯科医師会 理事
12	伊 達 勲	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科長
13	永 井 由 賀	岡山赤十字病院栄養課
14	長 鋪 幸 志	
15	西 井 正 和	
16	則 安 俊 昭	岡山県保健所長会
17	松 島 眞 己	岡山県看護協会 常務理事
18	八木田 佳 樹	川崎医科大学附属病院 脳卒中科 部長
19	頼 定 誠	岡山市消防局警防部救急課長

第1回 岡山県循環器病対策推進協議会 出席者名簿

(委員)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備考
岡山大学大学院 循環器内科教授	伊藤 浩	
川崎医科大学 循環器内科教授	上村 史朗	
川崎医科大学 脳神経外科学教授	宇野 昌明	
岡山県国民健康保険団体連合会 常務理事	小川 雅史	
岡山赤十字病院 リハビリテーション科	小幡 賢吾	
岡山県薬剤師会 副会長	監物 英男	
岡山県医師会 理事	榊原 敬	
岡山県病院協会 専務理事	佐能 量雄	
岡山県介護支援専門員協会常務理事	柴田 倫宏	
岡山県歯科医師会 理事	清水 裕雄	
岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科長	伊達 勲	
岡山赤十字病院栄養課	永井 由賀	
	長鋪 幸志	
	西井 正和	
岡山県保健所長会	則安 俊昭	
岡山県看護協会 常務理事	松島 眞己	
川崎医科大学附属病院 脳卒中科 部長	八木田 佳樹	
岡山市消防局警防部救急課 課長	頼定 誠	

(委員名簿順・敬称略)

(事務局)

岡山県保健福祉部医療推進課 課長	森 隆之	
〃 総括副参事	作間 星美	
〃 主幹	谷口 恵祥	
〃 主任	片山 亜弓	
岡山県保健福祉部健康推進課 総括参事	中野 浩人	
〃 主任	大北 みな子	

「岡山県循環器病対策推進計画(仮称)」の策定について

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が令和元年12月に施行され、都道府県における循環器病対策の推進に関する計画の策定が義務付けられたことから「岡山県循環器病対策推進計画(仮称)」を策定する。

1 策定の方向性

国が令和2年10月に策定した「循環器病対策推進基本計画」を基本とし、本県における循環器病の予防に関する状況や、循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえるとともに、現行の第8次岡山県保健医療計画や第2次健康おかやま21等の既存計画との整合性を図り策定する。

2 計画の期間

最初の計画は、令和4(2022)年度～令和5(2023)年度までの2年間で予定
その後は、6年ごとに計画を見直す。

3 計画の主な内容

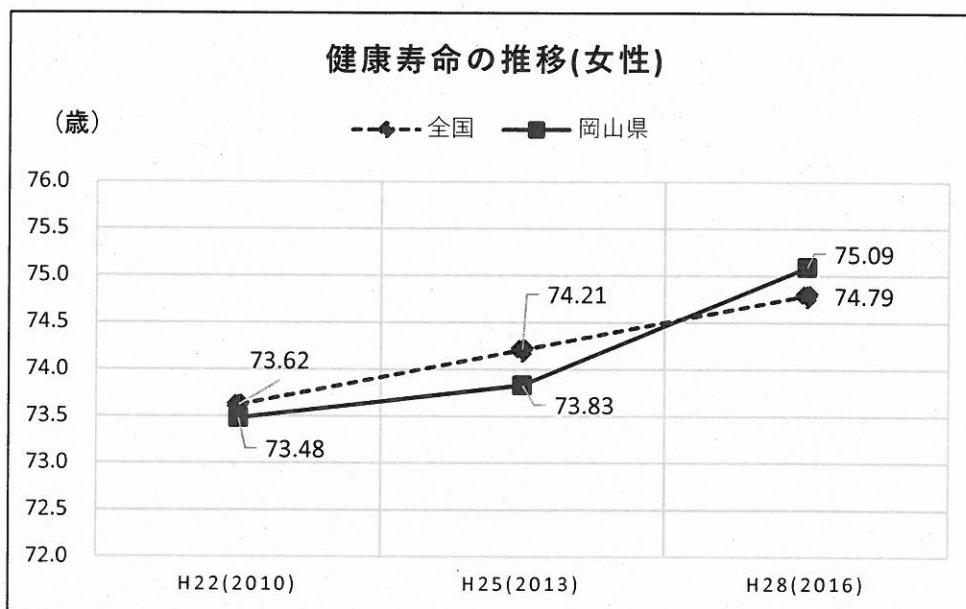
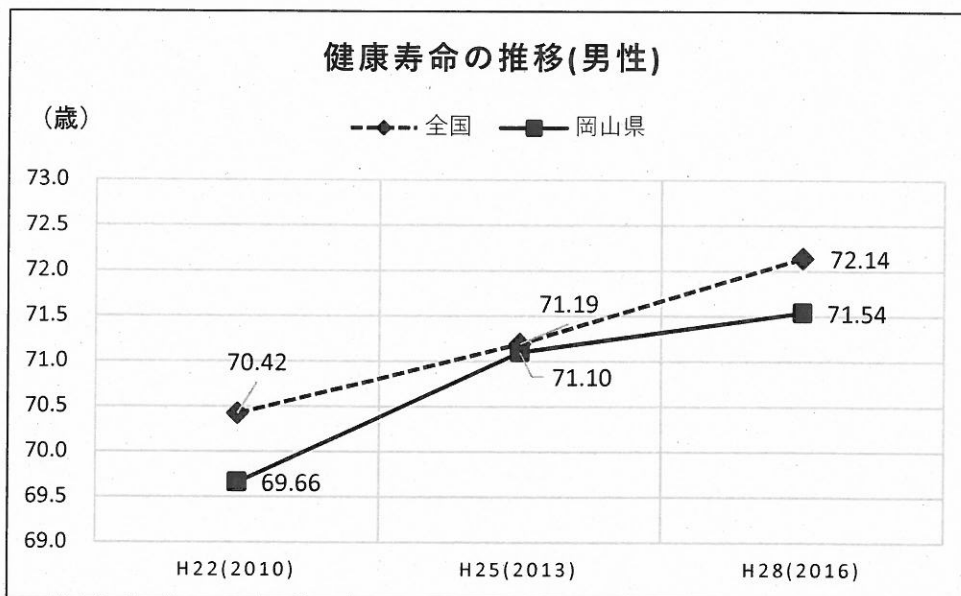
- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病の研究推進

4 策定のスケジュール

令和3年 6月 学識経験者や関係者等からの意見等を踏まえ、循環器計画素案を検討
11月 循環器計画素案を提示
パブリックコメントを実施
令和4年 3月 循環器計画を策定

岡山県の循環器病の現状について

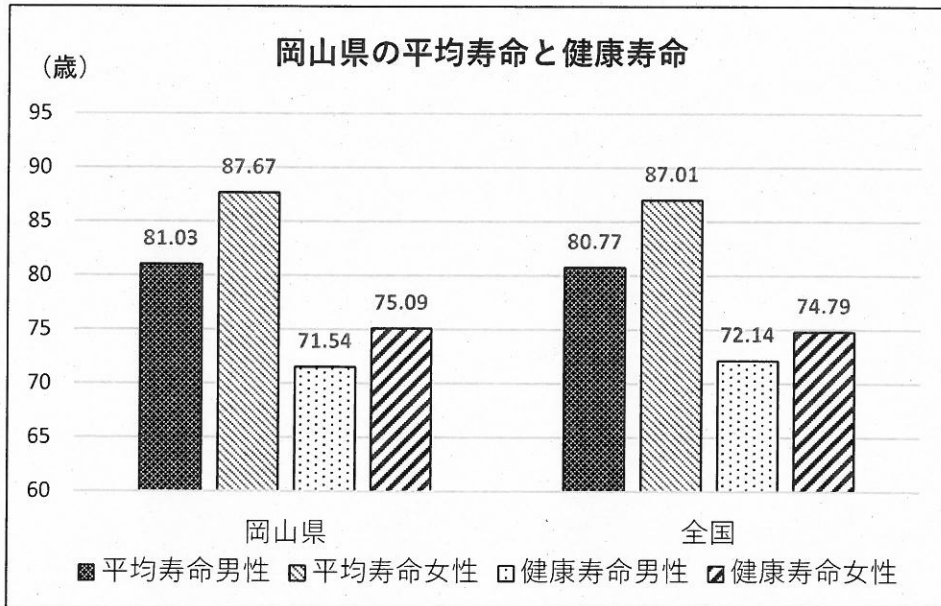
1. 健康寿命



【出典】厚生労働省「第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料1-2」

岡山県の健康寿命は、平成28年で、男性71.54歳、女性75.09歳となっている。これは平成22年と比較して、男性で1.88歳、女性で1.61歳延びている。

2. 平均寿命と健康寿命の比較

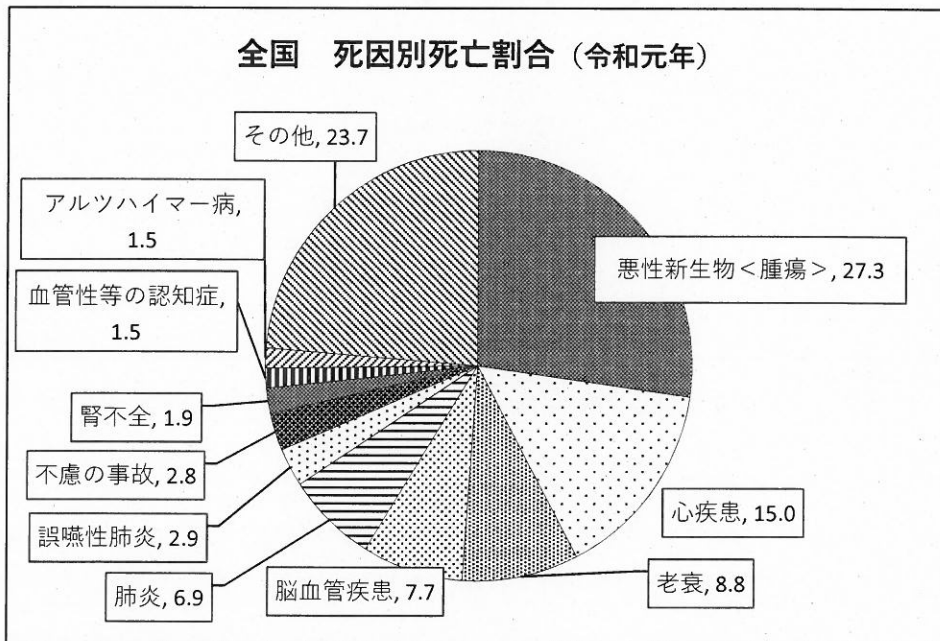
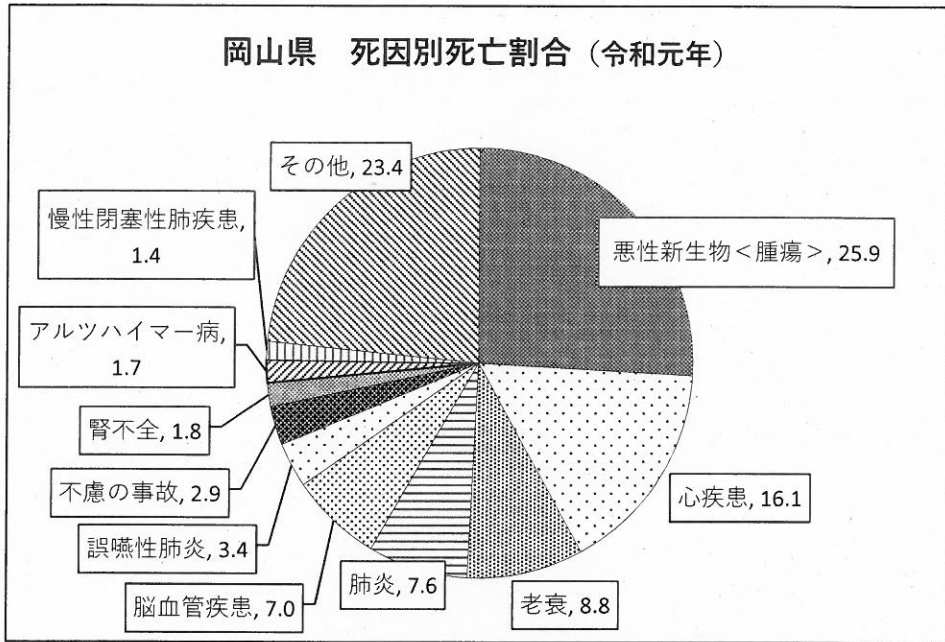


【出典】厚生労働省「平成 27 年都道府県別生命表」

「第 11 回健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会 資料 1-2」

岡山県の平均寿命は、平成 27 年で男性 81.03 歳、女性 87.67 歳であり、都道府県別の順位では男性は 13 位、女性は 2 位と上位であったのに対し、健康寿命（平成 28 年）の都道府県別の順位では、男性は 36 位、女性は 21 位であった。

3. 死因別死亡割合



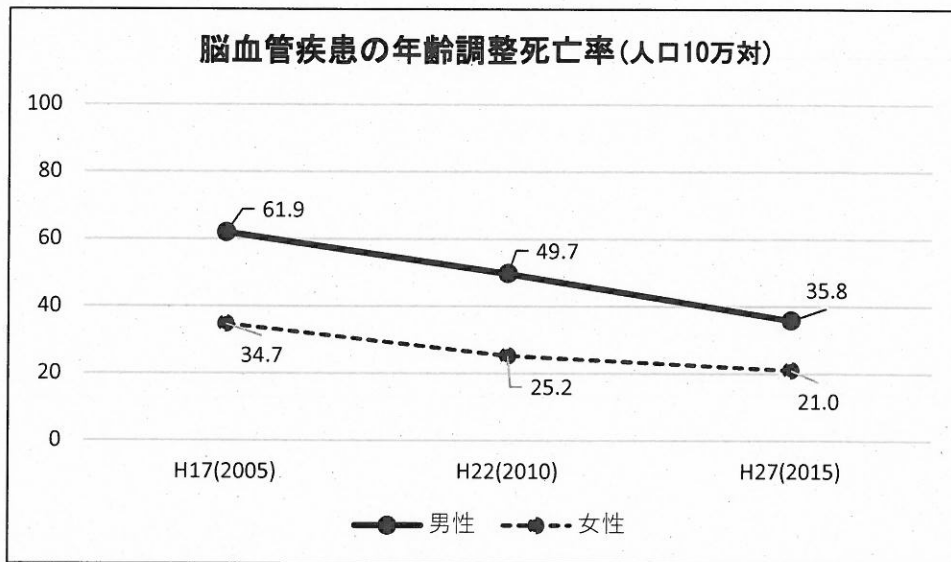
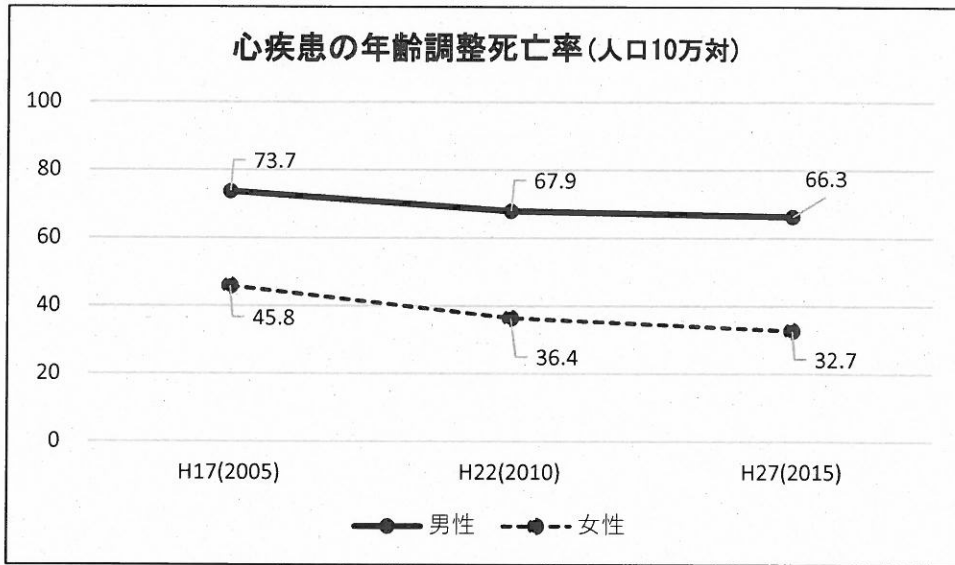
【出典】厚生労働省「人口動態統計」

心疾患と脳血管疾患を合わせると、死亡割合の23.1%であり、1位の悪性新生物に次ぐ割合となっている。

心疾患の死亡割合は、本県では微増傾向であり、全国と比べて高い。

脳血管疾患は、減少傾向であり、全国の死亡割合と比べて低い。

4. 死因別の年齢調整死亡率



【出典】厚生労働省「人口動態統計」

心疾患、脳血管疾患ともに、年齢調整死亡率は減少傾向にある。

岡山県循環器病対策推進計画の骨子（案）について

1 計画の趣旨

- (1) 策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間

2 基本方針

3 本県の現状

4 分野毎の現状・課題と主要な施策

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
 - ・ 県民が適切に循環器病の予防・疾患リスクの管理を行うための正しい知識の普及啓発
 - ・ 生活改善を通じた生活習慣病の予防推進
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上
 - ② 救急搬送体制の整備
 - ・ 発症直後の患者を急性期医療機関へ迅速に搬送する体制の整備
 - ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ・ 円滑な連携体制の構築
 - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ・ 慢性期における循環器病の再発防止や重症化防止のための多職種間連携の促進
 - ⑤ リハビリテーション等の取組
 - ・ 急性期から回復期及び維持期・生活期までの状態に応じたリハビリテーションの提供等の取組
 - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ・ 疾患の特性、個別のニーズに対応した必要な情報の提供・相談支援
 - ⑦ 循環器病の緩和ケア
 - ・ 緩和ケアの提供体制の充実
 - ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ・ 後遺症を有する者への症状や程度に応じた支援
 - ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ・ 相談支援体制の整備の推進
 - ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - ・ 成育過程を通じた切れ目ない支援の推進
- (3) 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備と研究推進